

処分庁 大阪府

処 分 の 種 類	業務停止処分(45日間) 業務停止期間:令和元年 10月15日～令和元年 11月28日
処 分 年 月 日	令和1年10月2日
商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	株式会社永都 (法人番号 5120001200813)
代 表 者	徳永 淳
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第59382号 平成28年12月8日
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区
<p>処 分 等 の 理 由</p> <p>大阪市淀川区所在の建物一室の売買に係る取引において、被処分者には次のとおり法に違反する事実があった。</p> <p>1 買主から申し込みの撤回があったにもかかわらず、預り金を返還していない。このことは、法第47条の2第3項及び宅地建物取引業法施行規則第16条の12第1項第2号の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>2 預り金を流用した。このことは、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為であり、法第65条第2項第5号に該当する。</p> <p>3 媒介契約締結時に買主(依頼主)に対し、法第34条の2に規定する書面(媒介契約書)を交付しなかった。このことは、法第34条の2第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>4 契約が成立していないにもかかわらず、手付金を受領した。このことは、宅地建物取引業に関し取引の公正を害する行為であり、法第65条第1項第2号に該当する。</p>	